

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

令和3年(2021)年6月16日深夜、自衛隊や米軍基地周辺及び国境離島などの土地利用を規制する「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(以下本法と略称する。)が第204回国会で強行可決・成立した。本法は規制対象となる重要施設周辺や施設への阻害行為とはどのような事かなど用語の概念や定義が曖昧なままで審議が終了した。本来、新たな法律を整備するにあたっては、法律制定の理由(立法事実)を示す必要があるが、国会の審議で政府はその理由を明示出来なかった。当初政府は、外国企業や外国人が基地周辺の土地を取得した場合、基地機能を阻害するリスクがあるとの理由だったが、審議の過程でそのようなリスクが確認された事実は無いと国は認めている。実際、本法の条文に外国企業や外国人に関する文言は一切無い。沖縄県は全島が国境離島に含まれ注視区域となり、中でも特に重要と考える施設周辺1キロメートルの範囲は、特別注視区域に指定され、一定以上の土地、建物の売買には名前や住所の他、利用目的など事前に届け出る事が義務づけられ、違反すると刑事罰が科せられることになっている。その上対象区域について国、自治体で情報収集の権限が与えられている事から相互不信の念を抱かせる恐れもある。また、処罰の前提として犯罪とされる行為の内容及び科される刑罰を予め明確に規定しておかなければならないとする罪刑法定主義にも反する。本法はその様なことから思想・信条の自由、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳までおびやかす危険性を有している。

よって、読谷村議会は下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律を即時廃止すること
- 2 すべての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブリックコメントを実施すること
- 3 本法第7条による内閣総理大臣から地方自治体に対する個人情報提供の強要はしないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、法務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策大臣、衆議院議長、参議院議長